牧之原市創業支援事業補助該当判定チェックリスト

下記の全てに当てはまる場合に補助対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | チェック |
| 1. 市内に事業所を設置して事業を行うことが確実であること又はすでに事業を行っていること。すでに事業を行っている事業者については事業開始後2年未満であること。
 |  |
| 1. 牧之原市商工会が実施する「創業塾」の受講を修了していること又は申請年度内に修了する見込みであること。
 |  |
| 1. 牧之原市ビジネスサポートデスク(まきサポ)にて経営相談を1回以上受けている、もしくは受ける予定である。
 |  |
| 1. 牧之原市商工会の指導のもと、作成した計画を有していること。
 |  |
| 1. 市税等を滞納していないこと。
 |  |
| 1. 次のいずれかに該当すること。
2. 個人事業者にあっては、実績報告までに市内に居住していること。（市外から転入して創業する場合は牧之原市に住民票を置くこと）

（２）会社にあっては、実績報告までに市内を本店所在地として法人登記が行われていること。 |  |
| 1. 許認可を要する業種を創業する方については、既に当該許認可を受けていること又は当該許認可を受けることが確実であること。
 |  |
| 1. 牧之原市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までの規定に該当していないこと。
 |  |
| 1. 農林漁業以外の業種であること。
 |  |
| 1. フランチャイズ契約に又はこれに類する契約に基づく事業や、暖簾分けでないこと。もしくは事業継承でないこと。
 |  |
| 1. 以前にこの補助制度を利用していないこと。
 |  |